

各位

エルフトークン (ELF Token) の抽選・決済・付与の延期についてのお知らせ

エルフトークン (ELF Token) の
抽選・決済・付与の延期についてのお知らせ

株式会社 bitFlyer（本社：東京都港区、代表取締役：加納 裕三、以下「bitFlyer」）は、Initial Exchange Offering（以下「IEO」）のプラットフォームである「bitFlyer IEO」において、2024年2月9日（金）より株式会社 HashPalette（本社：東京都港区、代表取締役 CEO：林 孝之、以下「HashPalette」）が発行するエルフトークン（ELF Token）の購入申込の受付を開始しました。

本日 2024年2月21日（水）時点で、エルフトークン（ELF Token）の販売総額である 12.5 億円を超える購入申込をいただいております。購入申込をいただきましたお客様には心より御礼申し上げます。

しかし、現在 HashPalette と bitFlyer の間で協議中の事項があることから、本日予定しておりましたエルフトークン（ELF Token）の抽選・決済・付与につきましては延期させていただくことになりました。本件につきましては、当該 IEO の審査を担う一般社団法人日本暗号資産取引業協会（JVCEA）にもご相談をさせていただいております。

購入申込をいただきましたお客様には大変ご迷惑をおかけいたしますが、準備が整い次第、公式アナウンスにて今後のスケジュールをご案内させていただきますのでお待ちいただけますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

お客様に対して多大なご迷惑とご心配をおかけいたしますこと、重ねて深くお詫び申し上げます。

■ 株式会社 HashPalette について

HashPalette は、2020 年に設立された、NFT 分野のプロジェクト開発を行う HashPort の 100 % 子会社です。2021 年に日本初の IEO を成功させた他、NFT 特化 Layer 1 ブロックチェーンである「パレットチェーン」の開発、NFT マーケットプレイス「PLT Place」の開発、ブロックチェーンゲームの開発運用等、NFT 関連事業を広く展開しています。

会社名：株式会社 HashPalette

所在地：東京都港区芝浦 1-1-1 浜松町ビルディング

代表者：代表取締役 CEO 林 孝之

設立：2020 年 3 月 2 日

事業概要：

- ・ NFT 特化ブロックチェーン基盤開発
- ・ NFT マーケットプレイス開発
- ・ NFT 活用コンテンツ（ゲーム等）開発等

公式 HP：<https://hashpalette.com>

■ 株式会社 bitFlyer について

bitFlyer は、「ブロックチェーンで世界を簡単に。」をミッションに掲げ 2014 年に設立され、兄弟会社である bitFlyer USA, Inc. 及び bitFlyer EUROPE S.A. と共にグローバルに暗号資産取引事業を展開し、お客様にご愛顧いただき、顧客満足度 No.1* を達成しました。暗号資産交換業者及び第一種金融商品取引業者として、サービスの拡大・改善を続け、一人でも多くのお客様にご満足いただける流動性の高い暗号資産取引所を目指しています。

- ・ 公式 HP：<https://bitflyer.com/ja-jp>

* 調査概要：2022 年 11 月 暗号資産取引所サービスについての市場調査
調査機関：日本マーケティングリサーチ機構
調査時期：2022 年 11 月 11 日～2022 年 11 月 25 日

【注意事項（よくお読みください）】

- 暗号資産は法定通貨ではありません。
- 暗号資産は代価の弁済を受ける者の同意がある場合に限り代価の弁済に使用することができます。
- 暗号資産の売買や他の暗号資産との交換は、暗号資産の価格変動により損失を被ることのある取引です。暗号資産の価格は、需給バランスの変化や、物価・法定通貨・他の市場の動向、暗号資産に係る状況の変化等の影響により下落する可能性があります。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引の取引価格は、当社における暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動から影響を受けて上下するほか、暗号資産関連店頭デリバティブ取引が参照する暗号資産の価格の変動から間接的な影響を受けることによっても上下するため、損失を被ることがあります。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、取引価格と建玉数量の積である取引金額を預入証拠金等の額よりも大きくできる取引です。そのため、暗号資産関連店頭デリバティブ取引の需給バランスの変動や参照する暗号資産の価格の変動によりお客様に不利な方向へ取引金額が預入証拠金等の額よりも大きく変動し、お客様の被る損失の額が預入証拠金の額を上回る場合があります。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引を行うにあたっての預入証拠金等の額は取引金額の 50% 以上であり、取引金額は預入証拠金等の額の 2 倍以下となります（いずれも個人のお客様の場合）。預入証拠金等についての詳細は「[Lightning FX とは?](#)」をご覧ください。
- 販売所における暗号資産の売買や他の暗号資産との交換の際には、購入価格と売却価格の差であるスプレッドをお客様にご負担いただいております。暗号資産の売買及び他の暗号資産との交換並びに暗号資産関連店頭デリバティブ取引のご利用に際してお支払いただく手数料、その他費用、計算方法等は「[手数料一覧・税](#)」に定める通りです。
- 暗号資産関連店頭デリバティブ取引は、当社がお客様の相手方となって行われる相対取引です。
- 契約締結前交付書面等の内容を十分ご確認いただいた上で、ご自身の判断と責任により取引を行ってください。

株式会社 bitFlyer

暗号資産交換業者 関東財務局長 第 00003 号

金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 3294 号

所属する認定資金決済事業者協会かつ金融商品取引業協会 一般社団法人日本暗号資産取引業協会

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 bitFlyer 広報

〒107-6233 東京都港区赤坂 9-7-1 ミッドタウン・タワー

サービスサイト：<https://bitflyer.com> お問い合わせ先：<https://bitflyer.com/ja-jp/contact>